

## 特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況

令和6年5月23日  
尾三消防組合管理者

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条第6項に基づき、特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況について毎年1回公表するものです。

### 【目標1】

目標	計画 掲載値	現状値 (令和5年度)	目標値
尾三消防組合において、全消防吏員に占める女性消防吏員の割合を令和8年度当初までに5%以上とし、採用試験の女性受験者数、合格者の拡大に向け、ホームページ等を利用して仕事と子育てを両立する女性職員の声を紹介することなどにより、女性が応募しやすい環境作りに努めていきます。	4.5%	4.7%	5.0%

#### [取組内容]

ホームページに仕事と子育ての両立をしている女性職員の配属先や育児休業・産前産後休暇後の勤務形態を掲載しました。また、消防への就職を希望する女性に対し、消防業務の理解を深めてもらうことを目的とした女性消防職員との交流会を行い、女性が応募しやすい環境作りに努めました。

### 【目標2】

目標	計画 掲載値	現状値 (令和5年度)	目標値
尾三消防組合において、制度が利用可能な男性職員の育児参加のための休暇の取得割合を令和8年度当初までに8割以上とし、妻の出産を控えている全ての男性職員に対し、管理職員による面談を行い、休暇の活用について必要な支援を行います。	59.1%	90.9%	80.0%

#### [取組内容]

妻の出産を控えている男性職員に対し、管理職員から育児参加のための休暇の活用について説明しました。